

乾燥設備作業主任者技能講習

受講内容・受講料

新潟労働局長 登録番号第29号（有効期限：2024年3月30日）

乾燥設備による災害の防止を図るため、労働安全衛生法では乾燥設備の構造要件、定期自主検査、使用上の安全基準、乾燥設備作業主任者の選任などについて種々の規制が設けられております。

特に乾燥設備作業主任者については、その職務が明確に規定され、乾燥設備作業主任者技能講習を修了した者でなければならないことが定められております。

受講対象者

労働安全衛生法第14条、同施行令第6条第8号（下欄）に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業における乾燥設備作業主任者選任予定者。

施行令第6条第8号の作業

次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業

- 乾燥設備 [熱源を用いて火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。以下同じ] のうち、**危険物等** [別表第1に掲げる危険物及びこれらの危険物が発生する乾燥物をいう] に係る設備で、**内容積が1立方メートル以上のもの**。
- 乾燥設備のうち、**イの危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの**（その最大消費量が、固体燃料にあつては毎時10キログラム以上、液体燃料にあつては毎時10リットル以上、気体燃料にあつては毎時1立方メートル以上であるものに限り）**又は熱源として電力を使用するもの**（定格消費電力が10キロワット以上のものに限り）

学科 2日間

受講区分・時間	受講資格 ※2.【事業所証明(従事年数等)】	受講料※1	受講時間
A 学科 15H	下記のいずれかの業務に従事した経験を有することの事業者の証明が受けられる者	14,850 円	1日目 学科 9:00-18:20 2日目 学科 9:00-18:25 (終了予定)
	① 乾燥設備の取扱いに5年以上従事した経験を有する者		
	② 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者。		
③ 学校教育法による高等学校において、理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者。			

※1.受講料は消費税・テキスト代(1,650円)込

【全員】アップロードするためにご用意いただく必要書類等のファイル

- 写真 縦撮り 胸から上部 脱帽 背景無地 3か月以内撮影 JPEG画像
- 本人確認書類 自動車運転免許証等のファイル
- 振込書 2件以上の受講料を同時に振込みの方は入金備考に入力してください。
- 事業所証明 下記※2.【事業所証明(従事年数等)】

【下記に該当する方】アップロードするためにご用意いただく必要書類等のファイル

- 外国籍の方 「在留カード」又は「パスポート」のファイル
- 旧姓又は通称の併記を希望する方 旧姓を使用した氏名の場合…戸籍謄本、旧姓併記の住民票、旧姓が記載されたマイナンバーカード表面（自動車運転免許証等(ファイル)で分かれば不要）
通称の場合…住民票又はそれに類する証明書

